

区画整理実施に伴うマイナンバーカード・住民基本台帳カードのお手続きについて

図1 (マイナンバーカード)



図2 (写真付き住民基本台帳カード)



◆両カード共通◆ (プラスチック製・写真付き)

住所の記載を区画整理実施後の住所に修正しますので、カード所有者本人またはカード所有者と同一世帯の方が区画整理実施後に下記【持ち物】をお持ちになって清水区役所戸籍住民課までお越しください。

【持ち物】 ①上記いずれかのカード (全員分) ②来庁者の本人確認書類 (運転免許証等)

※暗証番号(4桁数字)の照合が必要ですので、全員分の暗証番号を確認してきてください。暗証番号を忘れた場合、暗証番号の再設定が必要になります。再設定はカード所有者本人のみ即日暗証番号の再設定ができます。

◆マイナンバーカードをお持ちの方◆ (プラスチック製・写真付き)

マイナンバーカードに「署名用電子証明書(6桁以上の暗証番号を設定)」を設定している方で、引き続き「署名用電子証明書」の発行を希望される方は、カード所有者本人様が、下記【持ち物】をお持ちになって、清水区役所戸籍住民課までお越しください。

【持ち物】 ①所有者本人のマイナンバーカード

※署名用電子証明書の発行には4桁数字と6桁以上16桁以内の英数字の暗証番号の照合が必要ですので、暗証番号を確認してきてください。暗証番号を忘れた場合、暗証番号の再設定が必要になります。発行及び暗証番号の再設定はカード所有者本人のみ、即日発行及び暗証番号の再設定ができます。

◆マイナンバーカードをお作りになる方◆

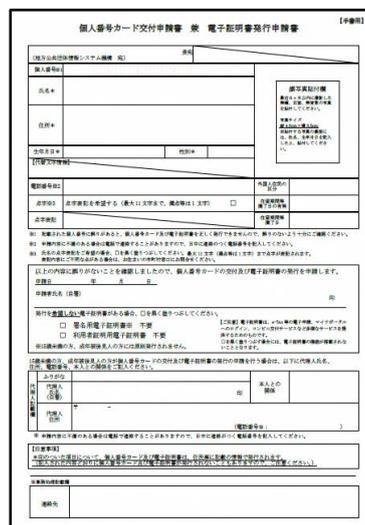
通知カードのキリトリ線以下(図4)の個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書(マイナンバーカード交付申請書)は、区画整理後の住所に書換え、または、引き続きQRコード、申請書IDでオンライン申請が可能ですが、カードの作成に多少期間を要する場合があります。マイナンバーカードを申請される場合は、同封しました白紙の申請書(図5)をお使いください。

図4



通知カードについている申請書

図5



白紙の申請書(手書き)

◆通知カードについて◆

(紙製・緑色)



通知カードは「マイナンバーを証明する書類」ですが、法律の改正により、通知カードの券面記載事項の変更(住所等の書換え)及び通知カードの再発行は令和2年5月24日をもって終了しました。

今後、「マイナンバーを証明する書類」としてお使いいただく場合及び通知カードを紛失されている場合は、「マイナンバーカード」をお作りいただくか、マイナンバーが記載された「住民票の写し」または「住民記載事項証明書」をご請求ください。

なお、令和2年6月から、清水区戸籍住民課窓口にてマイナンバーカード用の顔写真を撮影させていただきます。同封しました「マイナンバーカード交付申請書」、「本人確認書類」をご持参の上、ご来庁ください。

昨今の新型コロナウイルス感染症にご配慮の上、お気をつけてお越しください。

詳しくは、お問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉
清水区役所 戸籍住民課 住民記録係
電話 054-354-2130

